

日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

平成29年7月7日、国連で「核兵器禁止条約」が国連加盟国の122カ国が賛成して可決されました。その後、50カ国が「核兵器禁止条約」に批准されたことによって、令和3年1月22日に発効することができました。

ところが、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府は、「核兵器禁止条約」に署名・批准していません。

今、日本政府に求められているのは、第9回NPT再検討会議において「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159カ国共同声明に日本政府も名を連ねました。「共同声明」が、核兵器が使用されないことを保障する唯一の道は「その全面廃絶」と訴えていることの意味は非常に大きいです。自ら賛同した共同声明の内容を実現するために尽力するのは、被爆国として当然の責務であると考えます。

また、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を日本国憲法で放棄している日本が、核兵器全面禁止のための行動をすることは、朝鮮半島の非核化と日本と東アジアの平和と安全を促進すると同時に、核兵器禁止条約に署名・批准することは、核保有国へ核の廃絶を促すうえで大きな影響を与えるものできわめて重要であると考えます。

広島・長崎で被爆を受けて亡くなられた人々や、今なお被爆によって受けた病気を抱えながら生活している方々の心情に報いるためにも、日本政府は一刻も早く「核兵器禁止条約」に署名・批准することを、切に望むものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣宛

千葉県我孫子市議会